

1コマ(90分)

科目(カリキュラム)	細目	コマ数
1 子どもの権利擁護	○子どもの権利の考え方 ○子どもの権利条約 ○児童福祉法の理念 ○国連「児童の代替的養護に関する指針」 ○社会的養護における運営・養育指針(理念・原理) ○社会的養護における永続性と継続性の考え方 ○子どもの権利侵害について	1
2 子ども家庭福祉における倫理的配慮	○個人情報の取り扱い ○記録の取り方・管理について ○エビデンスの必要性和得るための倫理的配慮	1
3 子ども家庭相談援助制度及び実施体制	○子ども家庭の問題に関する現状と課題 ○子ども家庭福祉に関する法令及び制度 ○国、都道府県(児童相談所)、市区町村の役割 ○児童相談所の業務(保健相談等含む) ○市区町村相談援助業務 ○要保護児童対策地域協議会の運営・業務 ○児童福祉審議会の目的と役割	1
4 子どもの成長・発達と生育環境	○子ども成長・発達 ○子どもの発達の特徴 ○生育環境とその影響(DV・貧困の影響) ○母子健康手帳の活用	2
5 ソーシャルワークの基本	○ソーシャルワークとは ○ソーシャルワークの歴史 ○ソーシャルワークの原理と倫理 ○ソーシャルワークの方法 ○ソーシャルワークの方法論に基づいた子ども・家庭支援のあり方 ○相談面接技術の基礎	1
6 子ども家庭支援のための ケースマネジメントの基本	○子どもの面接・家族面接(ロールプレー) ○ケースに関する調査のあり方 ○子供、親、家族、地域のアセスメント ○子ども・家族とその関係性のアセスメント ○ケースの問題の見立ての方法 ○支援計画の立て方 ○支援計画の説明の仕方 ○ケースの進行管理・再評価	2
7 児童相談所における方針決定の過程	○チームアプローチ ○スーパービジョン ○ケースカンファレンス(事例検討) ○方針決定のあり方	1
8 社会的養護による自立支援	○社会的養護制度 ○養子縁組制度 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○移行期ケアのあり方 ○ファミリーソーシャルワークと家庭復帰支援のあり方 ○年長児童の自立支援のあり方 ○生活支援と治療的養育 ○社会的養護における権利擁護(被措置児童虐待、苦情解決、第三者評価) ○社会的養護における継続性のあり方	2
9 関係機関との連携・協働と在宅支援	○各種関係機関の特徴と役割 ○関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 ○関係機関への説明の理論性と正当性の必要性 ○市区町村相談援助業務と児相との協働 ○要保護児童対策地域協議会と児相との協働 ○関係機関との協働と在宅支援 ○多職種連携のためのコミュニケーションのとり方	2
10 行政権限の行使と司法手続き	○司法関与に関する講義と演習 ○行政権限の行使と司法手続き ○親権停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応、抗告、刑事告発、告訴等	1

11 子ども虐待対応の基本	○子ども虐待の一般的知識(現状と課題を含む) ○子ども虐待対応の基本原則(基本事項) ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○虐待に関連する子どもの諸問題(不登校、非行など) ○子ども虐待の発生予防 ○子ども虐待における早期発見・早期対応 ○子ども虐待における保護・支援(在宅支援・分離保護・養育(家族再統合)) ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○被害事実確認面接についての理解 ○通告時の危機アセスメント、初期マネジメント ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ○子ども虐待事例のケースマネジメント(アセスメント・プランニング) ○子ども虐待事例の心理療法 ○虐待重大事例検証の理解 ○特別な支援が必要な事例(MSBP、医療ネグレクト)の理解 ○通告の受理、安全確認、調査 ○通告時の聞き取り方 ○SBS、AHTへの対応 ○性的虐待への対応	3
12 非行対応の基本	○非行相談事例のケースマネジメント(アセスメントと支援プラン) ○非行ケースへの介入のあり方 ○警察・司法などとの連携のあり方 ○特別な支援が必要な事例(性暴力、物質依存、放火等)の理解 ○重大事案に関する一時保護のあり方 ○少年法との関係性	1
13 障害相談・支援の基本	○障害種別と支援区分 ○障害に関する法令と制度について	1

合計19コマ